

「ガソリン等の流通における不当廉売，差別対価等への対応について」改定案に対する意見の概要及びそれに対する考え方

1 ガソリン等の流通における不当廉売，差別対価等への対応について

No.	項目	意見の概要	考え方
1	第1の1(2)ア(ア) a (注1)	「廉売行為者」という文言は第1の1(2)ア(ア) a (注1)で初めて出てくるため、当該箇所を「廉売を行っている事業者（以下「廉売行為者」という。）」に修正すべき。	本文で初めて「廉売行為者」と記載している箇所（第1の1(2)ア(ア) e)において「廉売を行っている事業者（以下「廉売行為者」という。）」と定義することとします。
2	第1の1(2)ア(ア) d (a)	多店舗展開を行っている大規模な事業者や、親会社等の関連会社からガソリン等を仕入れている事業者は、廉売を行っている店舗の仕入価格を操作する可能性があるため、不当廉売の調査においては、廉売を行っている店舗の仕入価格だけでなく、他の店舗の仕入価格も考慮した実質的仕入価格で判断すべきである。同様の理由により、元売の直営店の仕入価格は、系列特約店の仕入基準価格で判断すべきである。	廉売を行っている店舗の仕入価格を操作している疑いがあるケースについては、不当廉売事案の調査において実際の仕入価格を調査・把握した上で、不当廉売に該当するか否かについて、適切に判断してまいります。
3	第1の1(2)ア(ア) e	本社組織機能を親会社等の関連会社が担っている可能性があるため、本社組織には親会社等の関連会社が本社組織機能を有している場合も含むことを明記すべき。	御指摘のように関連会社が本社組織機能を有している場合は、当該関連会社の当該経費を本社等経費とみなすこととなります。

No.	項目	意見の概要	考え方
4	第1の1(2) ア(7)e	<p>本社組織が人事部や経理部における人件費、交通費及び通信費のみならず、廉売対象商品にかかる販売費（広告宣伝費、市場調査費、接待交際費など）を実質的に負担している可能性があるため、当該費用も総販売原価に含まれるとすべき。</p> <p>廉売を行っている店舗と当該店舗の親会社等の関連会社との間で、例えば、親会社等の関連会社が所有する給油所の施設の貸与に当たり、通常の賃借料を著しく下回る賃借料で貸与している可能性がある。</p> <p>そのような場合、廉売を行っている店舗の総販売原価を算定する際には、周辺相場の賃借料を費用としてみるべきである。</p>	<p>本社組織や親会社が総販売原価を構成する費用を負担している場合には、一般論として当該費用は、廉売を行っている事業者の総販売原価に含まれますが、不当廉売事案の調査においては事実在即し、個別に判断してまいります。</p>
5	第1の1(2) ア(7)e	<p>根拠資料の提出を求められる可能性を示唆することは、価格競争を委縮させるおそれがあることから、当該提出要求を受ける可能性のある事業者は、不当廉売の疑義がある事業者に限定されるものであることを明確にすべき。</p>	<p>不当廉売の疑義がない廉売行為者に対して、不当廉売事案の調査を行うことはありません。</p>
6	第1の1(2) ア(7)f	<p>ポイントは何回も同じお店に行かなければ貯まらないため、対価の実質的な値引きに当たる考慮要素として扱うほどのものではないと考える。</p>	<p>公正取引委員会が令和3年11月に公表した「給油所のコスト構造に関する実態調査」結果において、給油所によってはポイント制度を導入して値引きが行われて</p>

No.	項目	意見の概要	考え方
			いる実態を確認できたことから、対価に関する考え方の明確化を図る観点から、今回のガソリンガイドラインの改定において、ポイント提供が値引きに当たる場合の考え方を記載したものです。
7	第1の1(2)イ	「他の事業者」について、廉売行為者と競争関係にある廉売行為者以外の事業者全てを言うとの文言を追加すべきである。廉売行為者と競争関係にある一部の事業者が影響を受けるだけでは足りないと考えるため。	他の事業者については、通常、廉売行為者と競争関係にある廉売行為者以外の周辺のガソリン販売事業者であり、必ずしも周辺のガソリン販売事業者全てである必要はないことから、御指摘のような文言を追加する必要はないと考えます。
8	第1の1(2)イ(イ)	第1の1(2)イ(イ)の具体例は、排除措置命令が出される場合と警告で終わる場合との区別が示されていないため、透明性が高まっているとはいえない。警告事例において、影響要件のいずれの要素を欠いたと考えたのか明示すべき。	改定前のガソリンガイドラインでは、「他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれ」の考え方として、他のガソリン等販売業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるかどうかの考慮事項等を記載しているのみでした。今回のガソリンガイドラインの改定では、影響要件を満たす又は満たすおそれがあると判断した過去の事例を示して、影響要件の明確化を図り、事業者の予見可能性を高めることとしたものです。
9	第1の1(2)イ(イ)	過去の排除措置命令事例や警告事例に至らないような場合は違法ではないと誤解されないよう、具体例には、過去の排除措置命令事例や警告事例に加えて、注意事例を記載すべき。	御指摘を踏まえ、排除措置命令や警告に至らない場合であっても、不当廉売につながるおそれのある行為に対して多数の「注意」を行っている旨明記することとします。

No.	項目	意見の概要	考え方
10	第1の2(1)	申告のあった事案に関しては、「処理結果を通知するまでの目標処理期間を原則2か月以内」とされているが、処理が遅れることにより、周辺業者の経営に与える影響がより大きくなると考えられるため、同一業者の複数回の申告に対して、公正取引委員会の調査に協力的でない場合、例えば、2か月を超えて資料等報告しない場合の罰則規定を設けてほしい。	申告のあった事案に関しては、処理結果を通知するまでの目標処理期間を原則2か月以内として、迅速に処理を行うとの方針を示しているところ、この方針に基づき、御指摘のようなケースについても調査対象事業者に調査への協力を求め、迅速に対応していきたいと考えます。 なお、独占禁止法第47条の調査権限を行使した場合に、調査対象事業者が調査に協力しないときは罰則が適用されることがあります。
11	第1の2(2)	月商750KL以上の給油所は、都市部では対象SSが多いと思うが、該当するSSが少ない地方では規定による効果が期待出来ないため、例えば「地域の平均ガソリン販売量の3倍程度」とするなど、地域性を考慮した記載にすべき。	事業者の予見可能性を高める観点から、厳正に対処することとしている大規模な事業者による不当廉売事案について、過去の事例等を踏まえ、目安として月商750KL以上の給油所に係る不当廉売事案としています。ただし、月商750KLを下回る規模の給油所に係る不当廉売事案であっても、周辺の販売業者に対する影響が大きいと考えられる場合には、迅速な処理によるのではなく、厳正に対処してまいります。
12	第1の2(2) ②	「②新規参入した事業規模の大きな事業者の給油所と周辺の販売業者の給油所との対抗的な値下げの事案」は削除すべき。新規参入者が、当該地域の周辺事業者の相場から見て、それより廉	御指摘のケースは、事業者の予見可能性を高める観点から、過去の事例等を踏まえ、厳正に対処することとしている大規模な事業者による不当廉売事案についてガソリンガイドラインの記載の具体化を行ったものであ

No.	項目	意見の概要	考え方
		価で参入しても利益が出ると考えて廉売を行うことは十分あり得ることであり、新規参入者が廉価で参入してきた場合に、周辺業者が対抗して価格を引き下げること競争がある以上、極めて当然の行動である。	り、削除することは適切ではないと考えます。
13	第1の2(2) ③	「③1年以内に注意を受けた給油所に係る実質的仕入原価割れの事案」として注意だけを殊更に厳正対処の対象とすることはバランスが悪く感じられるため、警告も同等に扱うような記載にするべきである。	御指摘のケースは、事業者の予見可能性を高める観点から、過去の事例等を踏まえ、厳正に対処することとしている繰り返し行われている不当廉売事案について、ガソリンガイドラインの記載の具体化を行ったものです。
14	第1の2(5)	「繰り返し注意を受けた事業者」として注意だけを殊更に対象とすることはバランスが悪く感じられるため、警告も同等に扱うような記載にするべきである。	繰り返し注意を受ける事業者が一定数存在することを踏まえ、注意の実効性を高める観点から追記したものです。

2 その他の御意見

- 現在、ガソリン価格が高騰している状況下でこのような規制を行うことは、ガソリン価格の競争を萎縮させ、消費者の利益を損なう可能性が高いから、現時点でのガソリンガイドラインの改定に反対する。むしろ、中小事業者を保護するために地域内のスタンドで黙示のカルテルを結び、価格を不当に吊り上げているのではないかとと思われる地域が散見されるから、そちらの対策を優先してすべきである。

- 総販売原価について、他のエネルギー産業では原価がしっかり計算されている一方で、石油は、同じエネルギーなのに計算があいまいである。また、ガソリンは二重課税となっている。
- ガソリンの流通において、まずは二重課税が行われている現状を整理し、正しい税制に変更いただきたい。流通における不当廉売等への対策に関してはその後に整備する問題と考える。
- 販売店特約店と元売子会社の仕入価格では、元売子会社の方が安く仕入れることができる状況にある。元売子会社は、安値で仕入れ、安値でガソリンが販売できるため、公平な競争にならない。その他、元売の行為について様々な不満がある。特定の事業者に不当に安い価格で卸していた場合は、高い価格で仕入れた事業者に差額を弁償するような強制力がある法整備が必要と考える。
- 発券店値付けカードについては、様々な団体が発券店値付けカードを発行し、手数料を得ている。カードの発券は、ガソリンスタンドを有する店が行うべきである。
- 円安で燃料価格が上昇している折に、不当廉売への対応ガイドラインを改定するのは、優先順位を間違えているのではないか。まずは、きちんとした燃料価格抑制策を定めてほしい。